

2.4 希少な種（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類の種）の観点からの重要地域

希少な種の観点からの検討として、環境省レッドリスト(2007年8月現在)において絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類とされている種を対象に、環境省生物多様性センターにおいて蓄積されている生息情報(2次メッシュ、約10×10 km)をもとに、それらの分布状況を整理した(対象種：哺乳類16種、鳥類66種、爬虫類23種、両生類20種、汽水・淡水魚類54種、昆虫類68種、陸産貝類・淡水産貝類250種、維管束植物346種、計843種。亜種・変種を含む)。現況ということから、生息情報のうち1990年以降の生息情報の利用を基本とした。絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類とされている種の生息情報が最も多い地域(2次メッシュ)は39種の生息情報があった。

希少な種の観点からの重要地域の図としては、全種(3,155種)を対象とした作業でないこと、また限られた生息情報をもとにした作業であることから、絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類とされている種の生息情報が10種以上ある地域(2次メッシュ)を示した図を作成することとどめた(図2-5)。

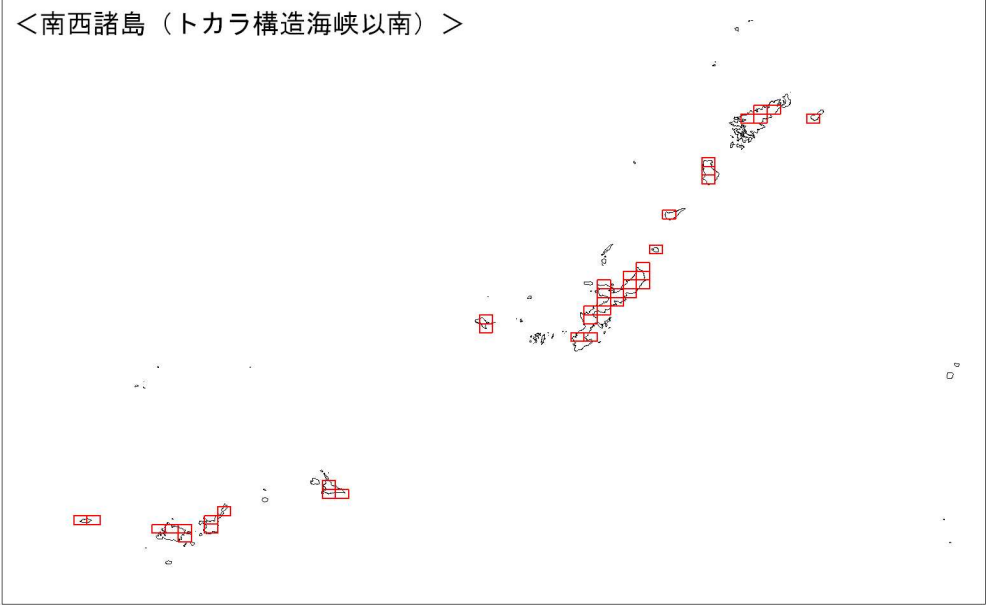
本作業の範囲においては、全国的観点では、例えば、南西諸島地域に、該当メッシュが連たんしており、絶滅のおそれのある種の集中分布地域といえる。南西諸島については、環境省の爬虫類レッドリストにおける絶滅のおそれのある31種のうち30種が、また、両生類レッドリストにおける絶滅のおそれのある種も21種のうち8種が生息している。

なお、図2-5は、全国レベルにおける生物多様性保全上の重要地域を抽出するうえでの情報源の一つとして、上記の計843種の生息情報をもとにし、全国を対象とした調査の範囲で、どこが重要地域といえるかを検討するため作成したものである。上記の通り、全種(3,155種)を対象としたものではないこと、また限られた生息情報をもとに作業したものであることから、図2-5に示された地域だけが、希少な種の観点からの重要地域であるということを示すものではない。

(注)本構想は、全国レベルでの検討であるため、環境省レッドリスト掲載種を対象に、2次メッシュ(約10 km²)で分析・整理した。なお、環境省の生物多様性センターにおいては、絶滅危惧種を乱獲等から保護する観点から、分布情報の公開は2次メッシュに限定している。広域圏、都道府県、市町村レベルのスケールで掘り下げて検討する場合、上記視点に加え、都道府県等のレッドリスト掲載種を対象に、地域の博物館等が所有している情報も含め、より詳細に分析・整理する必要がある。

□ 希少な種が10種以上確認
されているメッシュ

<南西諸島（トカラ構造海峡以南）>



<小笠原諸島・火山列島>

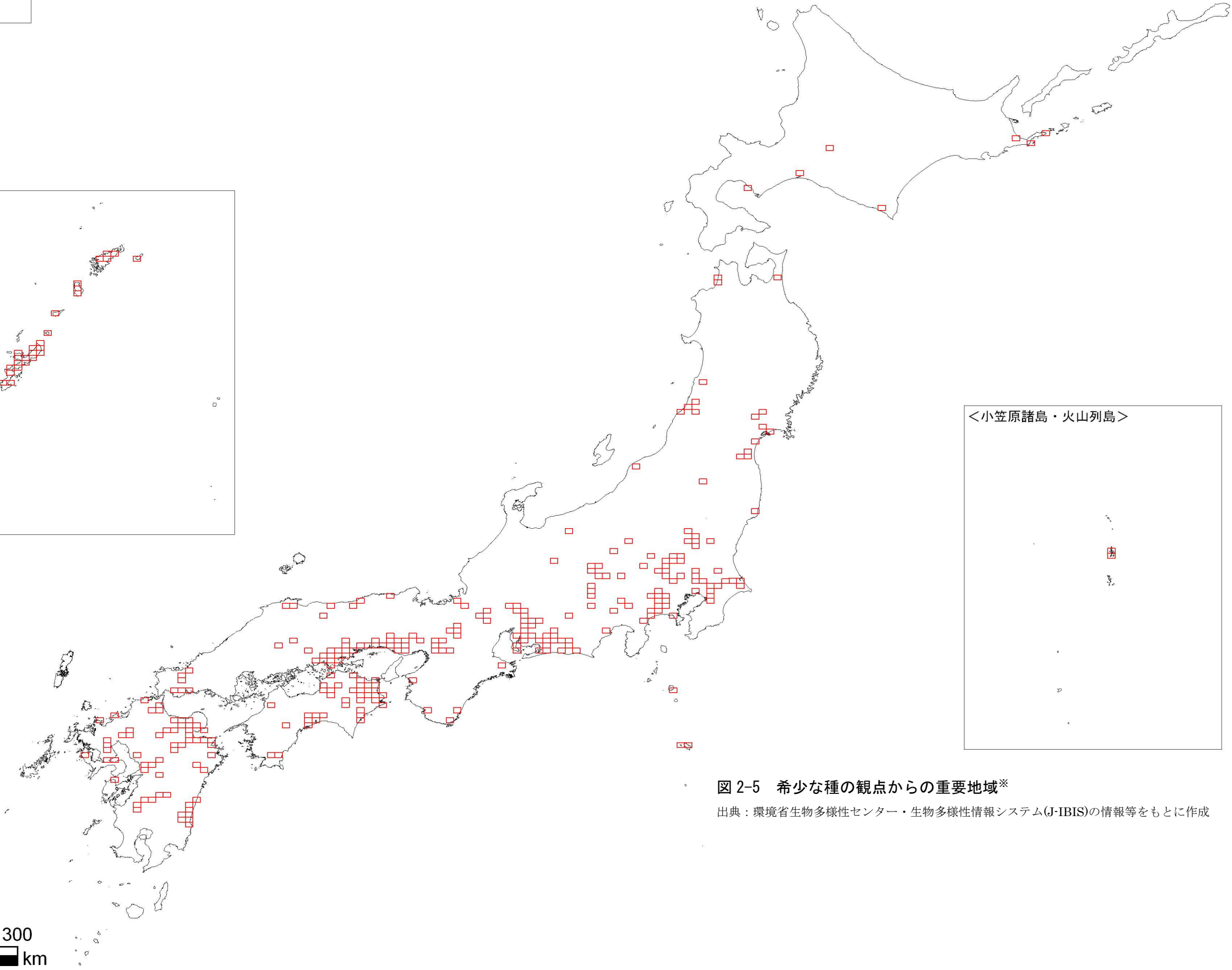
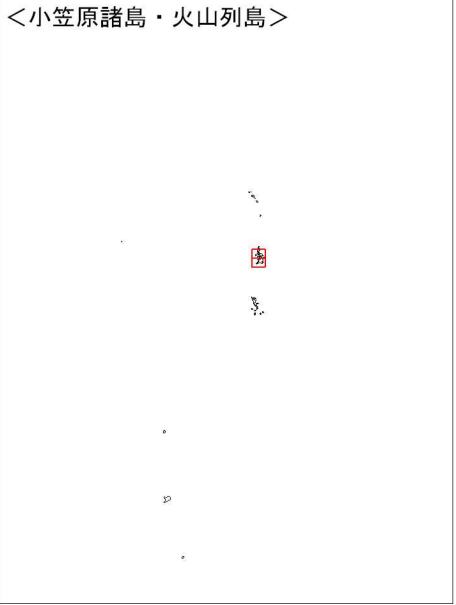


図 2-5 希少な種の観点からの重要地域*

出典：環境省生物多様性センター・生物多様性情報システム(J-IBIS)の情報等をもとに作成

